

第1回守口市立認定こども園の民間移管に伴う 認定こども園運営者選考委員会	
開催日時	令和7年10月2日（木）午後1時から
開催場所	守口市役所 6階 教育委員会会議室
議題	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員長及び副委員長の選出について ②会議の議事運営について ③守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考について（諮問） ④守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考に係る審査 <p>(3) その他</p> <p>今後の会議日程について</p> <p>(4) 閉会</p>
出席者	出席委員（7名）

(1) 開会

～非公開～

(2) 議題

【①委員長及び副委員長の選出について】

～非公開～

【②会議の議事運営について】

～非公開～

※議事の運営方法決定までは非公開

【③守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考について（諮問）】

市から運営者選考委員会に対して諮問

【④守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査】

(委員長) 議題④「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考に係る審査」について、審議を進める。

本選考委員会では、令和9年4月1日に守口市立にじいろ認定こども園の民間移管を受ける法人の選考を行う。そのため、本日の第1回目の委員会では、法人を募集するための募集要領、諸条件についての審査を

行う予定としている。移管法人の募集や選考については、守口市で基本方針を定めており、それに則り、募集・選考を行う。

まず初めに、守口市が9月に策定した「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」について、事務局より説明をお願いする。

(事務局) ~「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」について説明~

(委員長) 基本方針について、質問や意見はあるか。

(委員) 2点お伺いする。まず、5ページの「③職員配置に関する水準」について、「加配保育士等を配置すること」と書かれているが、これは、現在の加配の先生方と同じ水準もしくはそれ以上の水準と考えていいのか。

もう1点は、下から4行目「特別支援に関する研修を取り入れること」と書いているが、これについて、主導は市がされるのか、それとも園からの発信で研修をされるのか、お伺いしたい。

(事務局) 1点目の職員配置に関する水準の考え方であるが、まず、国で定められている配置基準上の職員数を遵守していただく。配慮が必要な児童の加配の対応については、現在の公立の加配の定数と同等程度を想定している。業者決定後、引継ぎ保育の中で実際の加配のつき方やアプローチの仕方を引き継ぎ、法人の実際のシフトや職員体制等に応じてすり合わせは必要となるが、本市で現在定めている1対1から3対1といった加配の基準に添っていただきたいと考えている。

2点目の特別支援に関する研修の取組については、OJT等、原則は法人主体で取り組んでいただく。公立ではこれまで障がい児の受入れを多数やっていたので、そういう部分を補っていただくということを法人にもやっていただきたいという趣旨である。

(委員長) 一番最初の基本方針の基本に当たるところであるが、確保方策として、「東部エリアで、量の見込みに対する確保方策に大幅な不足が生じる見込み」ということであるが、これは一時的なものなのか、もう少しはある程度継続的な見込みがあるのかというところや、東部エリアでこの不足が生じているある程度の原因があればお話しいただき、今回の妥当性の根拠とさせていただきたい。

(事務局) 先般、守口市こども計画を本市で策定させていただいたが、策定に当

たり、今後の量の見込みをリサーチさせていただき、それに加えて、各施設の確保方策、実際どれぐらいの人数を受け入れられるのか試算させていただいた。令和7年度から令和11年度まで、東部、中部、南部とエリアを分けて一定試算させていただいたが、その中で3号認定、いわゆる1歳、2歳が、東部エリアにおいて、今回民間移管する令和9年度には86名足らないという数値が示されている。中部エリアでも36名足りていない試算であり、市全体で令和9年度にマイナス70と見込んでいるので、不足に対して喫緊に確保方策を講じていく必要があるというような背景である。

守口市では0歳から2歳は無償化をやっているので、そういった部分でニーズがあつたりと、各エリアで状況は様々であるが、例えば南部エリアに関しては、今年度から保育所3施設を新規認可、令和5年度には小規模保育事業を開設させていただいている。これらの取組に関しては、今回のこども計画の前身である第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、確保方策に大幅な不足が見込まれたためアプローチをしたという状況も踏まえ、今回、東部エリアにおいて不足が見込まれることから、こういった施策を講じたいと考えている。

(委員長) 承知した。

(委員) 3ページの(3)民間移管先の法人が、社会福祉法人と学校法人に限定されているようであるが、株式会社等はなれないという理解なのか、以前はどうだったのかということを教えていただきたい。

(事務局) 法令で、幼保連携型認定こども園を運営する場合は、市町村等を除き、社会福祉法人か学校法人が運営できるとなっているので、社会福祉法人と学校法人に限定している。

(委員長) それに併せて確認であるが、令和7年4月1日現在で運営の実績があればということなので、その際に何年という規定ではなく、この時点でということでおろしいか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) では、ただいまの基本方針を基に考えていく。
それでは、次に、「守口市立にじいろ認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領(案)、諸条件(案)」について事務局より説明をお願いする。

- (事務局) ～「守口市立にじいろ認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領（案）」、「守口市立にじいろ認定こども園の民間移管にかかる諸条件（案）」について説明～
- (委員長) これについて、何か質問、意見はあるか。
- (委員) 質問が1つと、文言の追加を2つお願いしたい。
まず質問であるが、備品について無償で次の方へ譲渡するということであるが、ほかの認定こども園の先生が、例えばこの絵本が欲しい、と言ってもらえないということか。次の方へ全部渡してしまうということか。
- (事務局) 基本的にはその予定である。
- (委員長) いま委員がおっしゃったのは、市の所有物なので、他の公立園がということ。
- (委員) 例えば、あおぞら認定こども園が、この絵本を欲しいと言ってもらえないということか。
- (事務局) 移管のタイミングまで1年以上あるので、引継ぎのタイミングで既存の物品をどう使っているかなどの確認を行う。今年度から民間移管をスタートしている外島認定こども園の引継ぎの中でも、古くなっているものであれば例えば廃棄をしたり、ほかから利用したりと様々である。にじいろ認定こども園も現場と移管法人とで共有しながら、原則はそういった形でお渡しさせていただくことを考えている。また、備品についてはどうしても本市で契約しているという部分でお返しいただく必要があるものも個別には出てくる可能性もある。
- (委員) 承知した。次に、文言の追加であるが、まずは、資料8－1の6ページ、⑦その他以下の事項のところで、「障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童（医療的ケア児を含む）を積極的に受け入れること」となっているが、その後に「受け入れ、さらに人的体制も整えること」という文言を入れていただけるとうれしい。医療的ケアの方を受け入れるということは、やはりそれなりの専門性のある例えば看護師さんとかを入れていかないといけないので、受け入れたけれども体制を整えられないとなってくると、ちょっと医ケアの方が大変かなというところで、

「人的体制も整えること」という文言を追加いただきたい。

2つ目が、資料8-2の2ページ、(3) 障がい児保育についてというところで、下から2行目、「障がい児等の配慮を要する部分については、教育・保育施設として、ひとりひとりの子どもの育ちを」とあるが、できれば「ひとりひとりのニーズに応じた子どもの育ちを」というふうにしていただけだと、皆と一緒にというふうにも読み取れそうな文章でもあるので、それぞれの子どもたちの個性に合わせて、教育をしてほしいという思いから、ニーズに応じたという文言を入れていただくことをご検討いただきたい。

(事務局)

委員の御指摘はごもっともと思うので、各委員において、特に異論がなければ、そのように修正させていただく。

(委員長)

皆さん、よろしいか。今、委員が言っていたことが、より受け入れていただく法人の意識として適切に教育・保育を行っていただけだと感じるので、ぜひ、組み入れる方向でお願いをする。ただいまのよう、こういう文言があると、よりこちらの願いであるとか法人が何を意識するかが分かるというような提案があると、法人にもそれをちゃんと考えて出していただくことができるので、こういう言葉、こういう条件があったほうがいい等あれば、お出しitただければと思う。

私から1点確認である。資料8-1の5ページの引継ぎ保育について、大変重要な点であると思っている。令和8年4月から引継ぎ保育を開始する際に、まずは園長予定者など、施設管理者等が入り、その他の職員が順次引継ぎ保育を実施するとあり、そのとおりだと思っている。他市の場合は引継ぎ保育で最低何人など人数を規定しているところがあるが、そういったことは特に考えていないのか。それは法人で考えていただいたらしいのか。

(事務局)

結論としては、法人のほうに考えていただくというところである。今年度に事業者を決定し、そこから法人も職員の採用であるとか、今現在運営している法人からの異動というのも検討されるかと思っている。職員の採用状況等を踏まえながら、できるだけ早くにじいろ認定こども園の行事を見ていただくことなどを考えているので、法人が求めている方を採用していただいて、各職員の状況に応じた体制で引継ぎに入っていただきたいと考えている。

(委員長)

新しい法人の採用状況であるとか、法人内の異動等の状況も鑑みて、順次、引継ぎ保育に入っていただくという理解で承知した。

- (委員) 資料8－1、5ページの「11. 民間移管に伴う助成制度」のところで、「引継ぎ保育の実施にかかる経費について、予算の範囲内で交付する」と記載されているが、応募法人からしたら、幾らぐらいの金額が交付されるのかよく分からぬと思う。応募要領の中にも記載がなく、選考基準にも書いてないので、応募する側からするとどうしたらいいか迷われるかと思うが、いかがか。
- (事務局) 市議会の議決等の前に具体的に示すのはいかがかというところで、こういった表現とした。委員がおっしゃったように具体的なところが見えないと、なかなか考えにくいところもあるようなので、一度、概算や現時点での試算を行い、記載方法について検討し、ある程度お示ししたいと考えている。
- (委員) 場合によっては、応募書類の中に希望金額とかも書いてもらってもいいのかもしれない。それで、選考基準の中の1つに加えるということも考えていただいたら。
- (委員長) 今、お答えにもあったが、概算でも見通しが立つと確かによいかと思うので、持ち帰って過去実績等も含めて、もしお示しできるのであれば手がかりにはなるかなと思う。
- (委員) 資料8－1の6について、土地建物の土地の「無償による貸付提案も可」というところのただし書のところで評価が0点になるという部分で、今日の資料にある選考基準はこれから議論する形になると思うが、恐らくこの別紙でつける基準というのは、ここまで細かいものではないものと認識しているが、0点になるということが、事業者にとってどの程度、選定に当たって不利になるのか、なかなかこれを見るだけでは分からぬ部分があると思う。仮に市の基準に基づいて貸付料を算出したらこうなるというような基準など記載があれば、事業者側にとつては判断しやすいのかなと思った。
- それから、8－2の諸条件、3ページ目の「6. 保護者負担額の費用等に関すること」のなお書きの部分であるが、要は新たな保護者負担が発生しないようにしましょうということを言っているので、「新たな保護者負担が発生する場合には」と書いてしまうと、一旦発生するように読めてしまうので、「新たな保護者負担が発生しないよう」とか、「発生しないよう原則法人が負担すること」などと書いたほうが、読み違いがないかなと思った。

- (事務局) 委員御指摘の1点目、土地の使用料について、本市も普通財産の貸付等、一定の規則等があるので、委員の採点や法人が提案するに当たり、一定の基準や指標があると、より採点も提案もしやすいかと思うので、記載については事務局で検討させていただく。
- 2点目、保護者負担額の費用等についての表現についても分かりやすいように記載を考えさせていただく。基本的には今在園されているお子様、保護者については、本市の計画に基づいて民間移管になるというところなので、追加で例えば法人によっては今後制服の導入を考えているとかあるようであれば、負担は法人で見てくださいという趣旨で書いている。保護者負担額については、これまでの本市の民間移管においても、三者協議会でいろいろと協議をしており、決定後に整理をしていくが、募集に当たっても分かりやすい表現に替えさせていただきたいと思っている。
- (委員長) 委員がおっしゃったとおり、新たな保護者負担はできるだけ控えてほしいというのが趣旨かと思う。どうしても法人の理念等で追加で発生する場合でも、保護者負担のほうに回さないようにということが分かるようにしていただければと思う。制服等のことも、御要望で上がっていたと思うので、特に元から在園している児童に関しては、負担感や不利益感が出ないようにお願いする。
- (委員) 引継ぎ保育について、一番保護者の方が心配されることは、どういう先生に、次自分たちのお子さんを見てもらえるかということだと思う。だから、引継ぎ保育に関して、どれぐらいの期間にどういうふうな形で保育士、保育教諭たちが引継ぎに入ってくれるかという記載があれば、より一層安心してお子さんを通わせることができるのかなと思う。特に、支援の必要なお子さんというのは、今まで加配の先生がついていたものが、次どういう形でまた子どもの様子を見てもらえるのかなという思いがあるので、そのところ、もう少し丁寧な説明があればと思う。
- (事務局) 我々が考えている引継ぎの時期や考え方について、どう記載するか検討させていただく。市が考えている予定としては、まずは、事務の引継ぎとか、入園式から始まって各行事についても順に引継ぎしていくが、移管直前の1月、2月、3月に関しては、各歳児の共同保育、引継ぎ保育に新たな先生にも入っていただきながら一緒に見ていただいたり、お子様にも顔を覚えていただいたりというように考えているので、それを

形にして、募集要領等の記載を変更させていただく。

(委員長)

ただいま委員から意見があったとおり、どうしても不安になりやすい保護者の方に対しても丁寧な説明ができるように、その一例が配慮の必要なお子さんや、あるいは乳児さんのクラスもそうかもしれないが、保護者の心情も配慮した形で引継ぎ保育が丁寧にできるように、文言等は検討いただき、市としてのこういう形が望ましいということも持つていただけたらと思う。

(委員)

募集要領の中身とは異なるかもしれないが、資料8－1、2ページ目の「3. 民間移管後の認可定員等の設定」で、先ほど1歳児と2歳児を中心にして不足しているという話を聞いたが、今、小規模園に通っているお子さんが、3歳の受入れが一斉入所等で少なかつたりしていて困るという保護者の話を聞くので、3歳の受入れ、1号認定もそうであるが、2号認定で小規模保育園と連携したりだつたりとか、柔軟に対応できることも意見として挙げさせていただければと思う。そこは移管先の判断によるかなと思うが、そういうところもお話ししていただければと思う。

(事務局)

今年度、待機児童が3歳児1名出たというところもあり、市としてはそういった部分も一定認識をしている。今回、にじいろ認定こども園を民間移管するに当たっては、こども計画に基づいて、今後の推移を見ながら民間移管をするというところであるので、1歳児及び2歳児を中心にしてこのような記載になっているが、そこはマストとし、提案にはなるが他の歳児についてもプラスアルファで増やしていただけたらと思っている。説明が不足していたかもしれないが、にじいろ認定こども園も過去の再編整備計画において、平成30年から開園させていただいたが、保育所と幼稚園の合併みたいな形で利用児を209名受け入れた実績もある。部屋の規模は大きい施設になっているので、そういった部分でも提案いただけたらと思っている。

(事務局)

まさしく、0、1、2歳の小規模に通われているお子様が、3歳、4歳、5歳で教育・保育施設、認定こども園や保育所に申込みされる際、やはり競争という部分が一つ激しいというところかと思う。1つ市としては、小規模から認定こども園に上がる際に、入所の際は全て公平・公正な形で点数づけさせていただいているが、その条件の中に少し加点をさせていただいたりとか、今、委員がおっしゃったように、連携施設ということで、小規模園と各認定こども園と連携していたら、優先的に入

っていただけるといった形で制度を整えているところである。

今回、にじいろ認定こども園を民間移管するにあたり、守口市こども計画を策定した中で、量の見込みと確保方策ということで、需要と供給という部分で見させていただくと、今おっしゃった3歳から5歳の部分の需要と供給でいうと、割と需要を満たしているというような推移も出ている。やはり、1歳児、2歳児の部分、先ほど申し上げたように令和9年度、86人の不足が出るというところである。市全体としては、その3歳、4歳、5歳を増やしていただけるのは非常にありがたい部分であるのかなと思うが、ことこの東部エリアについて、やはり1歳児、2歳児を増やしていただくという部分は非常に我々、また市民の方にとてもよりプラスになるのではないかというふうに理解しているところである。

(委員長) 例えば、法人が提案する際に、このとおりの定員設定ではなくて、法人のほうで考えることは可能ということか。

(事務局) そのとおり。利用定員、認可定員は記載させていただいているが、それ以上の受入れが施設としては可能であり、例えば3歳児だと2部屋あるが、合計で施設の上限として49名程度は可能。当然、教育・保育の質や先生の配置といった部分もあるので、法人の運営スタイル等を見ながら、教育・保育がより充実した形になるように提案いただけたらと考えている。

(委員長) では、こここの表記も1歳児及び2歳児を中心には変わらないが、法人さんが小規模事業所等からのニーズも含めて、3歳の受入れ等を考えていただくのは可能ということで共通理解をしたいと思う。

大体今回の議案については意見を頂戴できたかと思うので、こちらで本日の審議内容は終了とさせていただいてよろしいか。次回については、今回審議した以外の申請書類や先ほど話にも上がっていた選考基準などの審議に入りたいと思う。もし、後ほどお気づきの点があれば、後日、事務局に直接お伝えいただき、次回の審議の際にまた御紹介いただければ十分に思う。

(2) その他

【今後の会議日程について】

(委員長) 続いて、その他の案件「今後の会議日程について」を事務局から説明をお願いする。

(事務局) 今後の会議日程について、第2回選考委員会は11月6日に開催させていただきたいと考えている。

(委員長) 次回、この続きとなる申請書類や選考基準についての審議を引き続きよろしくお願ひする。

今回の案件は、全て終了したが、委員の皆さんから、あるいは事務局から追加は特にないか。

(委員) 第2回選考委員会以後の日程で予定が分かっている部分を先にお教えいただければありがたい。

(事務局) 募集要領（案）に記載させていただいている日程で、各委員に調整をお願いしたところであるが、資料8-1の8ページ、ヒアリング実施日（予定）に記載のとおり、書類選考とヒアリング、審査が主な部分になるが、1月30日もしくは2月11日で検討しているところである。

(委員長) では、各委員においても確認いただき、お忙しいところかと思うが予定をお願いする。

長時間にわたって、活発な審議をありがとうございました。会議はこれにて閉会する。次回もよろしくお願ひする。

(3) 閉会